

令和5年 第2回

福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

(令和5年8月2日)

目 次

日時・場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	1
議事日程・会議に付した事件	1
開会・開議	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 選挙第2号 議長選挙	3
日程第3 会期の決定	4
日程第4 会議録署名議員の指名	4
日程第5 諸般の報告	4
日程第6 議案第7号 令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算	5
日程第7 議案第8号 令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	5
日程第8 議案第9号 令和5年度福岡県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算(第1号)	13
日程第9 議案第10号 令和5年度福岡県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	13
日程第10 選挙第3号 福岡県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会 委員及び同補充員の選挙	15
日程第11 一般質問	15
日程第12 請願第5号 後期高齢者の「医療費窓口負担2倍化」に反対す る“国への意見書提出”等を求める請願書	22
日程第13 請願第6号 75歳以上の医療費窓口自己負担2割化の中止な どを求める意見書提出についての請願書	22
日程第14 請願第7号 75歳以上の医療費窓口2割自己負担の凍結と従 来どおりの後期高齢者医療被保険者証の発行継続 を求める意見書採択についての請願書	22
閉会	26
会議録署名	27

日時・場所

令和5年8月2日(水) 午後2時00分

福岡県自治会館 2階 大会議室

(福岡市博多区千代4丁目1番27号)

出席議員(23名)

1番 西田 一	2番 小宮 けい子	3番 井上 しんご
4番 近藤 里美	5番 中山 郁美	6番 浜崎 太郎
7番 関 好孝	8番 田中 貴子	9番 江口 徹
10番 村上 卓哉	12番 西田 正治	13番 倉重 良一
14番 工藤 政宏	17番 井本 宗司	18番 吉田 剛
24番 松月 よし子	25番 長田 秀樹	26番 只松 秀喜
28番 織田 隆徳	30番 井上 利一	32番 中山 哲志
33番 道 廣幸	34番 坪根 秀介	

欠席議員(11名)

11番 三田村 統之	15番 福田 浩	16番 平井 一三
19番 楠田 大蔵	20番 原崎 智仁	21番 塩川 秀敏
22番 林 裕二	23番 松嶋 盛人	27番 箱田 彰
29番 井上 頼子	31番 田頭 喜久己	

説明員

広域連合長	月形 祐二	監査委員	田原 誓成
事務局長	米田 昭彦	事務局次長	長木 芳孝
会計管理者	波多江 豊彦	総務課長	釘崎 哲郎
保険課長	福井 良介	健康企画課長	管 正剛

議事補助員

書記	石松 昇	書記	古藤 春香
----	------	----	-------

議事日程・会議に付した事件

日程第1	議席の指定
日程第2	選挙第2号 議長選挙
日程第3	会期の決定
日程第4	会議録署名議員の指名

日程第 5	諸般の報告	
日程第 6	議案第 7 号	令和 4 年度福岡県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算
日程第 7	議案第 8 号	令和 4 年度福岡県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
日程第 8	議案第 9 号	令和 5 年度福岡県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 10 号	令和 5 年度福岡県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 10	選挙第 3 号	福岡県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会 委員及び同補充員の選挙
日程第 11	一般質問	
日程第 12	請願第 5 号	後期高齢者の「医療費窓口負担 2 倍化」に反対する “国への意見書提出”等を求める請願書
日程第 13	請願第 6 号	75 歳以上の医療費窓口自己負担 2 割化の中止など を求める意見書提出についての請願書
日程第 14	請願第 7 号	75 歳以上の医療費窓口 2 割自己負担の凍結と従来 どおりの後期高齢者医療被保険者証の発行継続を求 める意見書採択についての請願書

■開会・開議（午後２時００分）

○副議長（吉田 剛） 皆さん、こんにちは。副議長の吉田でございます。

前議長の森山 浩二議員が、令和５年４月３０日で議員としての任期を迎えられましたので、現在、議長が不在となっております。

よって、地方自治法第１０６条第１項の規定により私が議長の職務を行います。よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまから、令和５年第２回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員数は、２３名でございます。

議員定数は３４名で、定足数は１７名です。

よって、定足数に達しておりますので、これより本日の議会を開きます。議事日程は、お手元に配付のとおりです。

■日程第１ 議席の指定

○副議長（吉田 剛） 日程第１、議席の指定を行います。議席は、会議規則第４条第１項の規定により、現在、御着席の席をもって議席といたします。

■日程第２ 選挙第２号 議長の選挙

○副議長（吉田 剛） 次に、日程第２、選挙第２号「議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法の規定により指名推選とし、副議長において指名することとしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法は指名推選とし、副議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長に、久山町議会の議長であります、２６番、只松 秀喜議員を指名いたします。

お諮りします。只松 秀喜議員を議長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、只松 秀喜議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました、只松議員が議場におられますので、本席から告知いたします。それでは只松議員、当選の御挨拶をお願いいたします。

○議長（只松 秀喜） 皆様こんにちは。ただいま皆様方の御理解のもと、議長に当選いたしました久山町の只松でございます。

本広域連合議会の議長に御推挙いただいたことを、心より感謝申し上げます。

円滑な議会運営に努めてまいり所存でございます。議員並び、関係各位の御支援と御協力をお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（吉田 剛） ありがとうございます。以上を持ちまして議長の職務を終わります。御協力ありがとうございました。ここで、只松議長と交代いたします。

■日程第3 会期の決定

○議長（只松 秀喜） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定しました。

■日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（只松 秀喜） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、1番、西田 一議員、34番、坪根 秀介議員を指名いたします。

■日程第5 諸般の報告

○議長（只松 秀喜） 次に、日程第5、諸般の報告を行います。

まず、議員異動の報告です。

前回の定例会後に、議員を辞職されました方、及び当選されました方は、お手元に配布しております「議員異動報告書」のとおりです。

次に、例月現金出納検査及び定期監査の結果報告です。

お手元に配付のとおり、監査委員から「令和4年12月から令和5年5月までの例月現金出納検査の報告」及び「令和4年4月から令和5年3月までの定期監査の報告」がっております。

次に、債権放棄の報告です。

令和4年度に放棄した債権については、お手元に配付のとおりです。

次に、本日、議案説明のため、地方自治法の規定により、広域連合長その他の関係職員の出席を求めましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、広域連合長から発言の申出がっておりますので、これを許可します。

○広域連合長（月形 祐二） 議長。

○議長（只松 秀喜） 月形広域連合長。

○広域連合長（月形 祐二） 皆様こんにちは。令和5年5月29日付けで広域連合長に就任いたしました糸島市長の月形 祐二でございます。

議員の皆様におかれましては、御多忙にもかかわらず御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたびの広域連合長への就任に当たり、県内全ての市町村で構成する広域連合の長として、また、県内約74万人の被保険者の健康と医療を担う制度運営の責任者として、この職責を重く受け止め、身の引き締まる思いでございます。

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年4月の制度開始以来、16年目を迎えました。この間、円滑に運営ができておりますのも、ひとえに議員の皆様をはじめ、構成市町村の皆様の御理解と御協力の賜物と、心から感謝申し上げます。

一方で、全国で最も高い水準となっている本県の後期高齢者一人当たりの医療費について、この適正化を図ることが長年の課題となっております。

広域連合といたしましても、市町村の皆様にご協力いただきながら、「健康寿命の延伸」や「医療費の適正化」に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、県及び市町村と緊密に連携し、円滑で安定的な制度運営に取り組んでまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の定例会におきましては、「令和4年度決算」及び「令和5年度補正予算」を議案として提出いたしております。

後ほど、提案理由の説明をさせていただきますが、議員の皆様におかれましては、御審議の程よろしくお願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

■日程第6 議案第7号 令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合
一般会計歳入歳出決算

■日程第7 議案第8号 令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○議長（只松 秀喜） 次に、日程第6、議案第7号「令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び、日程第7、議案第8号「令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」の2件を、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（只松 秀喜） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） それでは、議案第7号及び議案第8号について、一括して御説明させていただきます。

これらの議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和4年度一般会計の決算及び後期高齢者医療特別会計の決算について、議会の認定をお願いするものでございます。

本議案の説明につきましては、別冊の「決算議案書」及び「議案に関する説明書」の2冊を使用いたしますので、恐れ入りますが、両資料の御準備をお願いいたします。

まず始めに、議案第7号「令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」の内容について御説明いたします。

決算議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。

まず歳入ですが、1款「分担金及び負担金」3億6,223万6千円及び、前年度決算剰余金の3款「繰越金」3,264万9,708円が主なものであり、歳入決算の総額は、歳入合計の欄に記載のとおり、3億9,958万6,784円となっております。

次に歳出ですが、10ページ、11ページをお願いいたします。

2款「総務費」の3億7,377万5,722円が支出の主なものであり、歳出決算の総額は歳出合計の欄に記載のとおり、3億7,443万1,853円となっております。

10ページの表の欄外に記載のとおり、歳入歳出差引残額は、2,515万4,931円となっております。

別冊、議案に関する説明書で、一般会計歳入歳出決算の主な内容を御説明いたします。その1ページをお願いいたします。

1「一般会計歳入歳出決算額」の(3)収支額2,515万5千円につきましては、令和4年度に市町村から交付された負担金の精算に伴い、令和5年度に全額返還する性質のものです。そのため、実質的な剰余金は発生しておりません。

2「主な収入」といたしましては、記載のとおり、収入決算額のほとんどが市町村負担金であります。

3「主な支出」としましては、市町村等からの派遣職員にかかる人件費相当額を、派遣元自治体に対して負担する職員給与関係費2億6,119万1千円や、業務運営のために必要な財務・会計・財産管理関係費7,404万9千円が主なものであり、そのほか議会運営関係費、庶務関係費、広報関係費があります。

なお、参考として、前年度決算額との対比を括弧書きで記載しております。

続きまして、議案第8号「令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」の内容について御説明いたします。

決算議案書にお戻り願います。

20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入としましては、1款「分担金及び負担金」の1,411億2,375万3,40

0円、2款「国庫支出金」の2,678億1,908万6,540円、3款「県支出金」の669億8,277万2,113円、4款「支払基金交付金」の3,166億8,141万2千円が主なものであります。

これに、前年度決算剰余金である、8款「繰越金」297億5,956万5,556円などを加えた歳入決算の総額は、歳入合計の欄に記載のとおり、8,236億9,087万4,695円となっております。

次に22ページ、23ページをお願いいたします。

歳出としましては、2款「保険給付費」の7,833億2,163万1,858円、4款「保健事業費」の14億4,562万6,747円、5款「基金積立金」の65億942万6,706円、国庫負担金等の前年度分精算に伴う返還金等を計上した7款「諸支出金」150億1万133円などが主なものであり、歳出決算の総額は歳出合計の欄に記載のとおり8,082億2,286万3,974円となっております。

22ページの表の欄外に記載のとおり、歳入歳出差引残額は154億6,801万721円となっております。

別冊の、議案に関する説明書で特別会計における歳入歳出決算の主な内容を御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

1「後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算額」の(3)収支額154億6,801万1千円の中には、国・県・市町村及び支払基金に対して、まだ確定ではありませんが、令和5年度での返還予定額96億3,942万円が入っておりますので、これを差し引いた58億2,859万1千円が、現時点での令和4年度後期高齢者医療特別会計の実質的な剰余金であり、黒字見込み額となります。

2の「主な収入」についてですが、市町村負担金1,411億2,375万3千円につきましては、市町村からの事務費、保険料及び療養給付費の各負担金の合計であり、前年度と比べ58億9,512万3千円増加しております。

国庫支出金2,678億1,908万7千円につきましては、療養給付費負担金、高額医療費負担金、調整交付金が主なものであり、前年度と比べ43億791万1千円増加しております。

県支出金669億8,277万2千円につきましては、療養給付費負担金、高額医療費負担金が主なものであり、前年度と比べ14億4,027万円増加しております。

後期高齢者交付金3,166億8,141万2千円につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、前年度と比べ60億4,391万2千円増加しております。これは「現役世代からの支援金」という性質のものになります。

3の「主な支出」ですが、支出の大半を占める保険給付費は、7,833億2,163万1千円となっており、前年度と比べ243億7,761万5千円増加しています。3ページの保健事業費14億4,562万7千円につきましては、前年度より2億3,

450万2千円増加しております。これは「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」に取り組む市町村が増加するとともに、健康診査受診率が向上し、健康診査費が増加したことなどによるものであります。

次に、基金積立金の65億942万7千円は、運営安定化基金に令和3年度決算剰余金及び基金運用利子を積み立てているものです。

国からの負担金等の返還金は、149億4,284万8千円となっております。これは、保険給付費等の財源として、令和3年度以前に国や県などから交付された負担金等の精算に伴う返還金です。

なお、米印で記載しておりますが、国への返還金には令和3年度精算分のほか、平成29年度から令和2年度分に係る財政調整交付金の返還金6,108万4千円を含んでおります。

これは、令和3年度に会計検査院検査を受け、交付金額が過大との指摘を受けたため、令和4年度に過受額を返還したものであります。

最後に、4の「運営安定化基金の推移」について御説明いたします。

令和4年度の基金積立後、令和4年末残高は190億696万円となっております。5年度予算では、令和4年度、5年度の保険料率を算定した際に財源として見込んでいた額などの取り崩しを予定しており、令和5年度末残高は102億9,719万4千円の見込みとなっております。

以上が令和4年度決算の概要ですが、決算に係る付属資料として、地方自治法第233条第5項の規定により、「主要施策の成果の説明書」を併せて提出しておりますので、御参照いただければと思います。

議案第7号、一般会計歳入歳出決算及び議案第8号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

○議長（只松 秀喜） 次に監査委員から報告を求めます。

○監査委員（田原 誓成） 議長。

○議長（只松 秀喜） 田原監査委員。

○監査委員（田原 誓成） 監査委員の田原でございます。決算審査報告を行います。

去る7月4日に、令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、毎月出納状況について検査を実施しますとともに、広域連合長から提出されました一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書につきまして、関係法令に基づいて作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているかに着目し、関係諸帳簿及び証拠書類の検討と併せて関係職員から内容を聴取しました。

審査の結果、令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び関係書類は、関係法令等に基づいて整備され適正に作

成されていると認められました。詳細は別添の審査意見書を御参照いただきたいと思います。

なお、今後も被保険者数や保険給付費の増嵩が見込まれる中、広域連合においては、被保険者が安心して必要な医療を受けることができますよう、健全な財政運営や効率的な組織管理を通じ、制度の適切な運営に努められることを要望し、審査報告いたします。

以上でございます。

○議長（只松 秀喜） 議案第8号について、質疑の通告がございましたので、これより質疑を行います。

質疑の回数は、会議規則第49条の規定により、同一議員につき3回までです。再質疑を行う際は、挙手して「議長」とお呼びください。また、質疑の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で10分以内としますので、御了承ください。1分前に予鈴を鳴らします。

5番、中山 郁美 議員。

○5番（中山 郁美） 皆さんこんにちは。福岡市の中山 郁美です。前期に引き続き、本広域連合議会の議員にならせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

私は、議案第8号、令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。

本議案では、収入から支出を差し引いたものから、国などへの返還金を差し引いた残りである実質的剰余金が、58億円余生じたとされております。まず、この実質的剰余金58億円余が生じた理由をお尋ねします。

これまでは、剰余金が生じた場合には、保険料の負担軽減に充てることや、一旦運営安定化基金に入れて、次期保険料の算定の際に活用するなど行われてきました。

元々、剰余金は被保険者から徴収した保険料が多すぎたために生じたものであり、これは被保険者に還元すべきものであります。

そこで今回、剰余金はどのように取り扱うのか、併せて今年度末における運営安定化基金の残高見込みについて、お尋ねいたします。

現在、引き続き物価高騰が続き、収束の目途が立ちません。この8月は、また缶詰など1千品目が値上げされました。後期高齢者医療の被保険者の多くは、年金生活者であり、その他の収入はほとんどなく、この間行われた国による年金の連続削減で大きな打撃を受けています。これに加えて襲い掛かる物価高騰の波は、被保険者にとって計り知れない影響を与えております。

そこで、物価高騰が続く中、被保険者の生活困難と不安が広がっていることについて、御所見を伺います。

そのような中、被保険者が納める消費税や介護保険料、そして後期高齢者医療保険

料は軽減されるどころか、どんどん負担増となってきました。本議会においては、2年毎の保険料改定の度に私は引下げを求めてきましたが、現在の第8期については、剰余金160億円を活用するなどして、前期より1人当たり保険料をごくわずか引き下げたものの、8万1千731円となり、史上2番目に高い水準となっております。

そこで、現在の異常な物価高騰で出費がかさむ中、第8期保険料は被保険者にとって実質史上最高の負担となっているのではないかと思います、御所見を伺います。

以上で1回目を終わります。

○議長（只松 秀喜） 答弁を求めます。

○事務局次長（長木 芳孝） 議長。

○議長（只松 秀喜） 長木事務局次長。

○事務局次長（長木 芳孝） まず、「実質的剰余金58億円余が生じた理由」についてお答えいたします。

歳出の大半を占める保険給付費の執行が予算を下回ったことなどにより、令和4年度特別会計の収支差引額は154億円余となっておりますが、歳入で受け入れていた国等から概算で交付された負担金等を今後執行実績に応じて精算し、令和5年度に96億円余返還しても、実質的には収入が歳出を上回り、剰余金58億円余が生じたものであります。

次に、「今後の剰余金の取扱い及び今年度末における運営安定化基金の残高見込み」についてお答えいたします。

令和4年度の実質的な剰余金58億円余については、令和6、7年度の第9期保険料率算定において、保険料率の上昇を抑制する財源として活用してまいりたいと考えています。そのため、令和6年第1回定例会にお諮りし、令和5年度予算を補正し、運営安定化基金に一旦積み立て、令和6年度予算で取り崩したいと考えております。この実質的剰余金58億円余の積立てを含まない、令和5年度末の運営安定化基金残高見込みは、約103億円となっております。

次に、「物価高騰が続く中、被保険者の生活困難と不安が広がっていること」及び「第8期保険料が史上最高の負担となっているのではないか」とのことについてお答えいたします。

被保険者の方々に限らず、昨今の物価高騰の中、日々の生活に当たり困難さや不安を感じられていることは承知しております。

本広域連合としては、第8期保険料率の算定において、決算剰余金の見込み160億円という過去最大額を保険料上昇の抑制財源として充て、被保険者の負担の抑制を図っております。

以上でございます。

○5番（中山 郁美） 議長。

○議長（只松 秀喜） 5番、中山 郁美 議員。

○5番（中山 郁美） 剰余金の生じた理由について説明をいただきましたが、要は被保険者が納めた保険料のうち、これ余った金額だということです。高い保険料を取り過ぎたことを反省した上で、これは本来、被保険者に返すべきものです。その観点で、活用方法を見ていかなければなりません。

1問目で、被保険者の生活困難と不安が広がっているのではないかとお尋ねしましたが、ただいまの答弁、困難があるというのは承知しているというふうにおっしゃいましたけれども、その捉え方が、この深刻さの捉え方が、十分かという問題があると思います。

本議会で、私は高齢者の生活実態についてはこれまでも繰り返し述べてきたように、高齢者は皆お金を持っていると実態に反する情報が振りまかれていますけれども、全く違っております。年金通知を受け取るたびに金額は下がり、介護・医療保険料は逆に増え続け、通院の回数も増える中、交通費は上がる、物価は上がる一方で出費はかさむ。なけなしの預貯金はどんどん減っていく。もう外出も通院も控えるしかない。こうして、趣味のゲートボールやカラオケの回数も減らしたりして、家に閉じこもる高齢者が増えている。本当に切ない状況が進行しております。高齢者の健康を守るために、本広域連合が果たすべき役割は大きく、被保険者の置かれている状況から目を逸らすべきではないのであります。したがって、被保険者の多くが経済的困難に直面することを、広域連合として直視すべきではないかと思いますが、御所見を伺います。

58億円の剰余金については、当面活用することなく、今期の末に活用を判断する。次期の保険料のために基金に積むと、こういう答弁をされました。しかしそんな悠長なことをやっている場合ではありません。昨年10月からの窓口負担2倍化の影響も加わり、被保険者の中での経済的な困難はさらに広がって、受診抑制さえ起きています。それは、全日本民医連、年金者組合、保険医学会連合会など、高齢者の生活と密着した各種団体からこもごも寄せられる実態です。

各種アンケート調査でも、「食事は2回」、「風呂は毎日入れない」、「暑くてもなるべくエアコンはつけない」、「お包みができないから友人のお葬式にも行けない」、等々、憲法25条が保障しているはずの健康で文化的な最低限度の生活からは程遠い生活を送っている高齢者は、命と健康を切り縮めております。

このような実態を直視するなら、剰余金を寝かしておくなど許されるはずはありません。従って、58億円の實質剰余金は直ちに被保険者に還元するのが妥当だと思いますが、御所見を伺います。

以上で2問目を終わります。

○議長（只松 秀喜） 答弁を求めます。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（只松 秀喜） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） まず、「被保険者の多くが経済的困難に直面していることを直視すべきではないか」とのことについてお答えいたします。

保険料は、所得に応じて負担する所得割額と、被保険者全員が負担する均等割額で構成しています。所得が低いなど経済的な困難さに配慮するために、均等割額は、7割軽減・5割軽減・2割軽減という措置を設けるなど、保険料算出に際し、被保険者の負担能力を踏まえることとなっております。

なお、保険料の納付が困難な方からの相談については、市町村の窓口で、必要に応じて生活状況に配慮した分割納付などの対応を行っているところであります。

次に、「実質剰余金は直ちに被保険者に還元すべき」とのことについてお答えいたします。

団塊の世代の方々が本制度に加入し始め、また、制度改正等により、今後も医療費等の増加とそれに連動した保険料の上昇が見込まれます。そのため、令和4年度の実質的な剰余金58億円余については、令和6年度、7年度の第9期保険料率算定において、保険料率の上昇を抑制する財源として活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（中山 郁美） 議長。

○議長（只松 秀喜） 5番、中山 郁美 議員。

○5番（中山 郁美） 被保険者の経済的困難については直視せず、剰余金もすぐに被保険者に還元しようとしないう、冷たい答弁をされました。もっと危機意識を持っていただきたいと思います。高齢者は今、もうぎりぎりのところでの生活を余儀なくされております。本来削ってはいけないはずの病院受診さえ抑えざるを得なくなっています。今また、新型コロナウイルス感染症が拡大しております。しかし、現在は5類に移行したため、検査も受診も自己負担が伴います。この経済負担が障害になり、具合が悪くても検査に行けない、病院に行けない。こうなれば、高齢者にとってはまさに命の危険に直面するわけです。具合が悪くなったら迷わず病院に行きましょうね、と安心を与え、お金の心配なく受診できるよう、わずかであっても経済的支援を急ぎ行うというのが、広域連合に求められていると私は思います。

58億円といっても、被保険者1人当たりによれば1万円にもなりません。しかし、これで助かる高齢者もいるのではないのでしょうか。広域連合が持っている運営安定化基金は4年度末で190億円あります。緊急に、何がしか取り崩し、活用することも併せて検討すべきです。従って、剰余金58億円分の活用は、運営安定化基金への積立てで次期に延ばすのではなく、基金の取崩しを含め、保険料の免除や減額など、今期第8期の残余期間で被保険者に還元するよう手立てを取るべきではありませんか。

答弁を求めて、私の質疑を終わります。

○議長（只松 秀喜） 答弁を求めます。

○広域連合長（月形 祐二） 議長。

○議長（只松 秀喜） 月形広域連合長。

○広域連合長（月形 祐二） 保険料率につきましては、法律に基づきまして、2か年を通じて財政の均衡を保つよう算定しておりますので、第8期中途において実質的な剰余金や基金を活用して見直すことは考えておりません。

○議長（只松 秀喜） 通告のございました質疑は以上です。これにて質疑を終わります。討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

まず、議案第7号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。賛成多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。賛成多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第8 議案第9号 令和5年度福岡県後期高齢者医療広域連合
一般会計補正予算（第1号）

■日程第9 議案第10号 令和5年度福岡県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（只松 秀喜） 次に、日程第8、議案第9号「令和5年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第9、議案第10号「令和5年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の2件を、一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（只松 秀喜） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） それでは、議案第9号及び議案第10号について、一括して御説明させていただきます。

別冊の「予算議案書」をお願いいたします。

まず始めに、議案第9号について御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

令和5年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の補正として、歳入予算及び歳出予算にそれぞれ2,515万5千円を増額し、それぞれ総額3億8,144万円とするものであります。

補正予算の内容について御説明させていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

歳入の3款1項1目「繰越金」を2,515万5千円増額いたします。これは、令和4年度決算剰余金を全額計上するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

14ページ、15ページをお願いいたします。

2款1項1目「一般管理費」を2,515万5千円増額いたします。これは、令和4年度の市町村事務費負担金の精算に伴う返還金であります。

続きまして、議案第10号について御説明いたします。

19ページをお願いいたします。

令和5年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、歳入予算及び歳出予算にそれぞれ97億8,705万3千円を増額し、歳入歳出それぞれ総額8,526億795万5千円とするものであります。

補正の内容について御説明いたします。

26ページ、27ページをお願いいたします。

歳入の2款1項2目、国庫支出金の「高額医療費負担金」を2,144万3千円、3款1項2目、県支出金の「高額医療費負担金」を1億2,619万円それぞれ増額いたします。これは、令和4年度の負担金の精算に伴い、国と県から追加で交付いただくものであります。

次に、8款1項1目「繰越金」を96億3,942万円増額いたします。これは、令和4年度の負担金等の精算に必要となる財源として、令和4年度決算剰余金の一部を計上するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

28ページ、29ページをお願いいたします。

7款1項4目「償還金」を97億8,705万3千円増額いたします。これは、令和4年度に交付を受けた負担金等の精算に伴う、国・県・市町村等への返還金であります。

説明は以上であります。

○議長(只松 秀喜) 議案第9号及び議案第10号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

まず、議案第9号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

(賛成議員の起立。)

ありがとうございます。御着席ください。賛成多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

(賛成議員の起立。)

ありがとうございます。御着席ください。賛成多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第10 選挙第3号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（只松 秀喜） 次に、日程第10、選挙第3号「福岡県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

なお、本選挙は、委員4名、同補充員4名を選挙するものであり、任期の起算は令和5年8月7日からでありますので申し添えます。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法の規定により指名推選とし、議長において指名することとしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。福岡県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員を、お手元配付の名簿のとおり指名いたします。

なお、補充の順位は、市と町村ごとに名簿記載の順位としたいと存じます。

お諮りします。ただいま指名しました名簿記載の方々を、本選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました方々が、選挙管理委員及び同補充員に当選されました。

■日程第11 一般質問

○議長（只松 秀喜） 次に、日程第11、一般質問を行います。質問の回数は、会議規則第57条の規定により、同一議員につき3回までです。再質問を行う際は、挙手して「議長」とお呼びください。また、質問の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き3回合計で15分以内といたしますので、御了承ください。1分前に予鈴を鳴らします。

5番、中山 郁美 議員。

○5番（中山 郁美） 私は、マイナンバーカードと保険証の一体化問題について、医療費窓口負担2倍化問題について、請願者の権利について質問を行います。

まず、マイナンバーカードと保険証の一体化問題についてです。

既に実施され始めたマイナンバーカードの保険証利用については、病院や薬局で他人

の情報が表示されたなど、命にも係わるトラブルが全国で相次ぎ、制度の信頼は既に失墜しています。そのような中、先の通常国会では、自民・公明・維新・国民民主などが賛成して、改定マイナンバー法が成立しました。その頃、各地世論調査では、軒並み7割から8割の国民が来年秋からの紙の保険証を廃止することに反対や懸念の意思を示しており、実施に固執している岸田政権の支持率も大幅に低下をしております。

そこでまず、全国で続発している誤情報紐付けなどのトラブルについて、御所見を伺います。

この問題では、障がい者の方がカードの申請をしようとした際に、写真の背後に車いすのヘッドレストが写っていたため却下されたとか、施設入所している高齢者などは、そもそも本人の申請自体が困難など、制度利用の入口での問題が浮き彫りになっております。マイナカードそのものを取得することが困難な方々は、マイナ保険証そのものを手に入れることができない事態となります。このように、マイナ保険証の申請困難な被保険者は無保険状態に置かれる可能性が明らかになっていきつつある事態について、御所見を伺います。

次に、医療機関や薬局での窓口負担2倍化問題についてです。

昨年10月から、被保険者のうち年収200万円以上に該当する人は、窓口負担が2倍に引き上げられました。私は、今年の2月の議会で「あなたの窓口負担は2割になります」との通知を受け取った該当者のうち、かなりの方々がもう節約できるところを見いだせず、病院に行くのを控えるか、回数をさらに少なくするという道しか残されなくなり、受診を控えざるを得なくなった、という実態を示しました。その後も、高齢者を取り巻く状況は、物価高騰をはじめ、各分野でむしろ深刻さが増しております。

そこで、昨年10月から2割負担となった被保険者への影響について、改めて御所見を伺います。

先の国会では、いわゆる軍拡財源法も、自民・公明などの賛成で可決され、今後、社会保障のさらなる削減や増税、負担増の懸念が高まっております。財務省の諮問機関である財政制度等審議会では、今年5月29日にまとめた意見書において、後期高齢者の医療費窓口負担を原則2割に引き上げるよう検討すべきだ、と要請したと報じられております。

そこで、原則2割負担への国の動きについて説明を求めます。

次に、本連合議会における請願者の権利についてです。

本議会においては、毎回複数の請願が提出されております。私がおのれ都度、これら請願の趣旨に賛同し、紹介議員となり、趣旨説明を行い、議員各位に賛同を呼びかけてまいりました。言うまでもなく、請願権は、日本国憲法が全ての国民に保障した基本的人権の重要な一つです。ところが本連合議会においては、請願者本人からの趣旨説明や、口頭陳情など、発言の機会を認めていません。一体なぜなのかお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（只松 秀喜） 答弁を求めます。

○事務局次長（長木 芳孝） 議長。

○議長（只松 秀喜） 長木事務局次長。

○事務局次長（長木 芳孝） まず、「全国で続発している誤情報紐付け等のトラブル」についてお答えいたします。

国から、医療機関等のオンライン資格確認時に、別の方の医療資格情報が表示されるという事案が発生したとの発表があるなど、全国的にトラブルが発生していることは承知しております。なお、本広域連合においては、国の通知を踏まえ、加入者の個人情報が正しく登録されていることを点検し、問題がなかったことを報告したところでございます。

次に「マイナ保険証の申請困難な被保険者が無保険になる可能性」についてお答えいたします。

国に対し、6月に全国後期高齢者医療広域連合協議会として、「やむを得ない理由等によりマイナンバーカードを取得しない者に対する対応方針や、課題への対応方法等を早期に示すとともに、カード未取得者に混乱が生じないように配慮すること」との要望を行ったところであり、国においては、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある被保険者については、本人の申請に基づき、また、保険者が必要と認めるときには、職権で発行される資格確認書により被保険者資格を確認することとされており、必要な保険診療を受けられるよう制度上の対策を講じることとしております。

続きまして、「2割負担となった被保険者への影響」についてお答えいたします。

国においては、所得に応じた受療状況の分析が可能となるよう、医療費データの収集が進められております。今後、国は「どのような影響があったのか分析していく」としておりますので、本広域連合としては、情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、「原則2割負担への国の財政審等の動き」についてお答えいたします。

5月に開催された財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において、「現役世代との負担の公平性や、現役世代の負担軽減の観点から、昨年10月に一定所得以上の後期高齢者に2割負担が導入されたが、これをさらに進め原則2割負担とする」といったことについて提言がなされていることは承知しております。今後、厚生労働省も含め、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

最後に、「請願者の発言や趣旨説明を認めていないのは何故か」ということについてお答えいたします。

請願について、市町村の議会では、所管する委員会に付託し審査されることが一般的となっておりますが、本広域連合議会においては委員会が設置されておらず、本会議の場において請願審査が行われております。

こうした議会運営を踏まえ、請願審査に当たりましては、本広域連合議会会議規則において、「議会は、審査のために必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる」と定められ、当該規定に基づき、請願者の口頭陳述に代えて紹介議員による説明がなされているものと承知しております。

以上でございます。

○5番（中山 郁美） 議長。

○議長（只松 秀喜） 5番、中山 郁美 議員。

○5番（中山 郁美） まず、マイナ保険証の問題についてです。全国で頻発するトラブルについては、本県においては問題なかったと、こう述べられました。

しかしそもそも、運用を無理やり開始した後に、次々と発覚するこれらの問題に対し、国民の信頼は完全に失墜しております。総点検の実施を要請された自治体からは、膨大な作業に夏休み返上という悲鳴が上がっていることを、7月6日の西日本新聞が報じました。5日には、紙の保険証廃止を強行すれば、108万件のトラブルが発生するという推定を、開業医の6割が加入する全国保険医学会連合会が発表しました。全国の自治体で、保険証の継続を求めるなどの意見書が次々に可決されています。7月7日には、岩手県議会で制度の中止を求める意見書が可決されております。制度の推進派と言われている読売新聞は、6月7日付けで見直しに触れる社説を書いたことを始め、朝日・毎日・東京などの全国紙、地方紙も同様の主張を展開しています。7月14日から16日に共同通信が実施した世論調査でも、来年秋の保険証廃止の延期・撤回が76.6%と増え、マイナカードの返還運動もネット上などで呼びかけられ、広がっています。

まさに国民の怒り沸騰という状況です。このような一連の状況を見ると、マイナ保険証への被保険者や県民の納得は得られていないのではないかと思います。御所見を伺います。

そもそもなぜこんな事態になっているのか、このマイナ保険証については、国民の願いなど関係なく、財界の強い要望が事の発端でした。経団連や経済同友会から政府に対して、マイナカードの普及や、保険証とマイナカードの一体化についての要望が繰り返され、安倍政権、菅政権、岸田政権といずれもがこれに従い進めてきました。国民に社会保障の給付削減と負担増を押し付けたい政権の思惑と、大量の個人情報を経済に利用したい財界の思惑とが一致したからに他なりません。そこには、個人情報を保護するという観点はかけらもなく、システムの安全性の確保についても、ないがしろにされてきたのであります。従って、マイナ保険証制度そのものに問題があるのではないかと、御所見を伺います。

障がい者や、施設入所者等の申請への対応についても、これ国が適切に対応するだろうと。また、広域連合としても適切に対応していくという、こういう答弁されました。しかし基本的には、本人が窓口申請に出向かなければマイナカードは作れないという原則は見直そうとされておらず、問題解決の見通しは立ちません。このような状況で、

紙の保険証を廃止し、マイナカードに統合するやり方を来年秋から実施すれば、国民皆保険を壊し、必要な人が適切な医療を受けられず、命を脅かす事態を生み出すのではないかと思います、御所見を伺います。

次に、窓口負担2倍化についてです。昨年10月からの2倍化実施による影響について、これ明確には述べられませんでした、一定の負担感はある、こういう趣旨のことは言われたと思います。これ無責任だと言わなければなりません。全国保険医学会連合会が、昨年の10月後半から今年の3月24日まで実施した、75歳以上の方々へのアンケートの回答4,694件の分析結果を発表しています。この中では、経済的理由で受診控えをしたことがあると回答した人は、1割負担の方で12.8%、2割負担の方では17.2%となり、さらに深刻になっていることが浮き彫りとなりました。明らかに、負担が2倍になった影響が出ています。物価高騰はとどまるどころを知らず、この8月もまた、乳製品や缶詰など1千品目以上が値上げになりました。節約するところがますます減り、更なる受診抑制が懸念されます。

以上のように、昨年10月から強行された窓口負担2倍化による影響は深刻であり、看過できないのではないかと、御所見を伺います。

さらに、答弁されたように、財政等審議会の意見等を受け、国は財務省が中心に旗を振り、2割負担の対象を年収200万円未満の被保険者にも拡大することを目論んでいます。とんでもないことだと思います。見境なく、低所得者への負担増を押し付けようとしています。低所得の高齢者は、年金も含め、新たに収入が増える見込みは全くない中、猛暑でもエアコンをつけない、お風呂の回数を減らすなどでやっとなりくりしています。「節約は限界」という声をよく耳にするようになりました。そのような方々へ、今度は負担の2倍化を押し付ければ、受診抑制や生活破壊が助長されるのではないかと、答弁を求めます。

請願者の権利について、口頭陳情や趣旨説明を行わせていないことについては、議会の仕組み上、困難との答弁をされました。しかしそんなことはありません。議員が合意すれば、実施は可能ではないかと思います。全くそういう努力がされていないことが問題です。あれこれ理由をつけて、結果的に文書での請願のみに制限しているのは請願権の十分な保障になっていないのではないかと、答弁を求めます。

以上で2回目を終わります。

○議長（只松 秀喜） 答弁を求めます。

○事務局次長（長木 芳孝） 議長。

○議長（只松 秀喜） 長木事務局次長。

○事務局次長（長木 芳孝） 私まず私から、「請願権の十分な保障になっていないのではないかと」このことについてお答えいたします。

本広域連合議会では、会議規則に基づいて請願を文書で提出いただき、提出された請願書の内容については、紹介議員に請願内容の説明を求めるなど、採否を決定するにあ

たっては、規則に沿って適切に請願審査がなされているものと認識しております。

私からは以上でございます。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（只松 秀喜） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） 次に、私から「マイナカードと保険証の一体化」と「窓口負担」についてのご質問にお答えいたします。

まず、「マイナ保険証への県民の理解」についてですが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、一体化のメリットについて、被保険者や医療機関に対し丁寧に説明し、その意義について理解を求めていくことが重要であると認識しております。

本広域連合においては、被保険者証発送時に制度周知のチラシを同封するなど周知を図っており、引き続き、被保険者の皆様に御理解いただくよう努めてまいります。

次に、「制度そのものに問題があるのではないか」の御質問についてですが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うメリットについて、国は、本人の受診履歴に基づく質の高い医療の実現、医療機関・保険者等における効率的な医療システムの実現などとしており、制度としての有益性があることから、一体化に伴うメリットを丁寧に伝えていくこととしております。全国後期高齢者医療広域連合協議会としても、国に対して、「すべての被保険者が安心して医療機関等を受診できるよう責任をもって制度設計すること」との要望を行っております。

次に「来年秋から実施すれば国民皆保険を壊すのではないか」とのことについてお答えします。

国は、必要な人が適切な保険診療を受けられるように、保険者は資格確認書を発行するという制度上の対策を講じることとしており、必要な人が適切な医療を受けられない状況にはならないと考えております。

続きまして、「窓口2割負担による影響」についてお答えします。

昨年10月からの窓口2割負担は、令和4年以降、団塊の世代が75歳に到達し始め、医療給付費の急激な増加が見込まれる中、その費用の約4割を支援する、現役世代の保険料負担を抑制するために、一定以上の所得がある方を対象に実施しているものです。

本広域連合としては、この窓口2割負担の実施は、後期高齢者医療制度自体を持続可能なものとするためにも避けられない見直しと捉えており、確実に実施していく必要があると考えております。

最後に、「窓口2割負担対象者の拡大」についてお答えします。

国に対し、6月に全国後期高齢者医療広域連合協議会として「窓口負担の見直しで、特に中間所得者層の負担感が増している中、今後の窓口負担のあり方については、2割負担導入の影響や後期高齢者の生活実態を把握し、短期間のうちに基準等の見直しによる2割負担以上の被保険者数を増加させる制度改正は行わないこと」という要望を行ったところであり、本広域連合としましては、引き続き国の動向を注視してまいりた

いと考えております。

以上でございます。

○5番(中山 郁美) 議長。

○議長(只松 秀喜) 5番、中山 郁美 議員。

○5番(中山 郁美) まず、マイナ保険証について、制度に問題があるのではないか、納得は得られていないのではないかと私お尋ねしたわけですが、これは明言を避けられましたし、周知を図っていくというふうに述べられました。しかしこれ周知、これまでもやってこられたわけだけでも、その結果がですよ、各種世論調査でも7割8割が納得してないということを見れば、周知の話でない。これもう制度上の問題だということでは明らかだと思うんです。おかしいものはおかしいと、連合も含めてですね、声を上げるべきだと思うんです。本日付けの西日本新聞は、保険証廃止について、共同通信が市区町村に行ったアンケート結果を報じています。来年秋から、予定どおり廃止すべきだ、保険証をですね。こういう回答は29%しかなく、延期すべきだが41%もあり、廃止・撤回、これも2%あったとの内容です。国民の怒りの前に、自民党の内部からも延期論も出ております。

そこで、被保険者や自治体に最も近い、福岡県広域連合こそ、マイナ保険証利用を停止し、現行の保険証を存続できるよう国に求めるべきではないか、御所見を伺います。

窓口負担2倍化について、これ影響は看過できないのではないかと、年収200万円以下にも広げれば、受診抑制や生活破壊などの深刻な事態を招くのではないかと質しましたが、これも明確なお答えはありませんでした。繰り返し申し上げますが、高齢者の生活は年金削減に加え、長引く物価高騰、介護や医療保険料の増大等によって、その困難は広がるばかりです。今度は、病院や薬局で払うお金を低所得者まで2倍にするなど、まともな政治がすることではありません。従って、年収200万円未満の被保険者に対する2倍化の検討は行わず、既に2倍化した200万円以上の窓口負担を元に戻すよう、国に明確に求めるべきではないか、答弁を求めます。

最後に、請願者の権利についてです。口頭陳情などの発言はさせない、趣旨説明を行わないという、今のやり方を変えることはやらないと、こういう認識を示されました。

今、福岡市議会だけでなく、多くの議会で請願に対する口頭陳情や発言は認められています。市民の政治参加の観点からも、請願権の保障の観点からも、広域連合議会においても、これらの権利を保障する立場に立つべきです。紹介議員による趣旨説明以上に、むしろ当事者による説明が重要です。従って、議員各位が合意できるよう、連合長や事務局が手立てを取り、紹介議員のみでなく、請願者本人による趣旨説明、もしくは口頭陳情を認めるべきではないか、最後に答弁を求め質問を終わります。

○議長(只松 秀喜) 答弁を求めます。

○事務局長(米田 昭彦) 議長。

○議長(只松 秀喜) 米田事務局長。

○事務局次長（米田 昭彦） まず私から、「請願者本人による趣旨説明もしくは口頭陳情を認めるべきではないか」とのことについてお答えします。

繰り返しになりますが、請願審査にあたっては、本広域連合議会会議規則の規定に基づき、請願の内容に賛意を表した紹介議員が請願内容を議会で説明することにより、請願者の請願趣旨を各議員は理解することができ、その上で、審査がなされているものと認識しております。

なお、請願審査の取扱いにつきましては、議会運営に関する事項でありますので、広域連合議会において決定されるべき事項であると考えております。

私からは以上です。

○広域連合長（月形 祐二） 議長。

○議長（只松 秀喜） 月形広域連合長。

○広域連合長（月形 祐二） 私から「マイナンバーカードと保険証の一体化」と「窓口負担」についてお答えをいたします。

まず、「マイナ保険証の利用を停止して現行の保険証を存続するよう国に求めるべき」とのことですが、マイナンバーカードと保険証の一体化につきましては、一定のメリットがあると認識をいたしております。国に対しては、被保険者が安心して医療機関を受診できるよう、責任を持って制度設計をすること。これを要望させていただいております。国の動向を今後は注視をいたしまして、広域連合として適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、「年収200万円未満の2割負担化は行わず、200万円以上の2割負担を元に戻すよう国に求めるべきではないか」とのことについてお答えをさせていただきます。

窓口2割負担の対象者の拡大につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、国に対し、慎重な検討を要望いたしているところでございます。

また、昨年10月の窓口2割負担の実施は、必要な制度の見直しと捉えておりまして、国に元に戻すことを求める考えはございません。

以上でございます。

○議長（只松 秀喜） 通告のございました質問は以上でありますので、これにて一般質問を終わります。

- | | | |
|--------|-------|--|
| ■日程第12 | 請願第5号 | 後期高齢者の「医療費窓口負担2倍化」に反対する“国への意見書提出”等を求める請願書 |
| ■日程第13 | 請願第6号 | 75歳以上の医療費窓口自己負担2割化の中止などを求める意見書提出についての請願書 |
| ■日程第14 | 請願第7号 | 75歳以上の医療費窓口2割自己負担の凍結と従来どおりの後期高齢者医療被保険者証の発行継続を求める |

意見書採択についての請願書

○議長（只松 秀喜） 次に、日程第12、請願第5号から、日程第14、請願第7号までの3件を一括して議題といたします。

紹介議員に、請願の趣旨の説明を求めます。

5番、中山 郁美 議員。

○5番（中山 郁美） 紹介議員になっておりますので、請願3件について趣旨の説明を行わせていただきます。

まず、請願第5号につきましては、全日本年金者組合福岡県本部から提出されております。「後期高齢者の医療費窓口負担2倍化に反対する国への意見書提出等を求める請願書」です。

請願趣旨につきましては、2022年10月に、政府が年収200万円を超える約370万人の後期高齢者を対象とした医療費窓口負担の2倍化を実施したことを踏まえ、対象者の大半は年収200万円代なので、医療費2倍化は折からの物価高騰と相まって大きな負担となったということが指摘されております。

ところが政府はさらに、異次元の子育て支援政策の一環として、出産費援助金の財源に充てるために、後期高齢者の医療保険料の引上げも決定しました。加えて、まだ実施はみえてませんが、年収200万円未満の後期高齢者にも医療費窓口負担2倍化計画が進められている。こうなると、もう不当を通り越して過酷という他ない。75歳以上の高齢者は、生活苦どころか生存を続けることさえ危うくなるということが述べられております。

以上の趣旨を踏まえ、請願項目については、1つ目「2022年10月から実施されている医療費窓口負担2割の速やかな廃止を求める意見書」を国と関係省庁に提出していただきたい。2つ目、「年収200万円未満の後期高齢者に対する医療費窓口負担2割化計画を直ちに取りやめることを求める意見書」を国と関係省庁に提出してほしい。3つ目、「後期高齢者の医療保険料を軽減する要望」をしていただきたい。以上であります。

続いて、請願第6号についてです。福岡県社会保障推進協議会からの提出であります。「75歳以上の医療費窓口自己負担2割化の中止等を求める意見書提出についての請願書」です。

この間、高齢者の生活実態はコロナ禍や年金削減、水光熱費を始めとするあらゆる生活物資の物価高騰から、年金だけでは生活を賄えない方々が急増している。4月に開催した県社保協が行った電話相談会では、70代、80代の方々から「食費を抑えて預貯金を切り崩している」、「年金が入らない奇数月は本当に生活が苦しく、このままだと死ぬしかしかないと思う」など、多くの生活苦の相談が寄せられたとのが述べられております。

政府が6月2日に参議院本会議で、健康保険証を廃止して、マイナンバーカードとの

一体化を強要するマイナンバー法等改正案を強行採決し、このままでは、2024年秋に現行の保険証が廃止となり、これまで自宅に届いていた保険証はマイナンバーカードを申請することでしか持てなくなり、多くの無保険者が生み出されかねないということが指摘をされております。

その上で、請願事項2点です。国と関係省庁に対し、「75歳以上の医療費窓口負担について2割化の中止を求める意見書」を提出してほしい。2つ目、国と関係省庁に対し、「健康保険証廃止を中止し、マイナンバーカード一体型保険証の強制を中止することを求める意見書」を提出してほしいというものであります。

続いて最後に、請願第7号でございます。福岡・佐賀民医連共同組織連絡会からの提出です。「75歳以上の医療費窓口2割自己負担の凍結と従来どおりの後期高齢者医療被保険者証の発行継続を求める意見書採択についての請願書」でございます。福岡県民医連の行った500名近くのアンケート結果がまず記載をされておりますけれども、「コロナ禍では通院が4ヶ所」、「目の注射が保険適用になったが1万7千円を超えている。2割でその倍になり、怒りで押しつぶされそう」、「命を削るような内容だ」、という声が紹介されております。2割化によって、その大多数の高齢者の生活がすさまじい困窮状態に追い詰められているということの指摘であります。そのような中で、政府は先の国会で、2024年秋より、現在の保険証を廃止してマイナンバーカードと一体化する法案を強行採決した。そして、これまで被保険者の自宅に届いていた保険証が、マイナンバーカードを本人が申請することでしか、カードと一体化した保険証を使えないことになる、ということが指摘をされておまして、多くの無保険の高齢者が生み出されかねないという懸念が示されております。しかもこれは、命と健康にかかわる大問題だと述べられております。

それを踏まえて、請願事項については2点ございまして、1点目は「2割自己負担の凍結を求める意見書」を提出してほしい、2点目は「2024年秋以降も従来どおりの被保険者証の発行を継続してほしい」。この意見書を出してほしいとのことで、趣旨としては、請願第6号と同様でございます。

以上、請願3本について、議員各位、ぜひ御賛同いただくことを呼び掛けて、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（只松 秀喜） これら請願に対する執行部の参考意見を求めます。

○事務局次長（長木 芳孝） 議長。

○議長（只松 秀喜） 長木事務局次長。

○事務局次長（長木 芳孝） 請願項目に対する執行部の参考意見は、お手元に資料を配付しておりますが、資料をお開きいただくと、請願の各項目に対する参考意見を記載しておまして、まず、請願第5・6・7号にございます「昨年10月から実施されている窓口負担2割の廃止や中止、あるいは凍結を求める意見書を国等に提出すること」につきましても、先ほど答弁いたしましたとおり、持続可能な制度にするため避けられ

ない必要な制度の見直しと捉えており、確実に実施する必要があると考えております。

次に、請願第5号でございます「年収200万円未満の後期高齢者に対する医療費窓口負担2倍化計画を取りやめることを求める意見書を国等に提出すること」につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、国に対して6月に、「短期間のうちに基準等の見直しによる2割負担以上の被保険者数を増加させる制度改正を行わないこと」という要望を行ったところであり、引き続き国の動向を注視してまいります。

次に請願第5号でございます、「後期高齢者の医療保険料を軽減する要望を行うこと」につきましては、保険料が所得に応じて負担する所得割額と、被保険者全員が負担する均等割額で構成しており、均等割額は7割軽減等の措置を設けるなど、被保険者の負担能力を踏まえることとなっております。国に対しては、定率国庫負担割合の増加を含めた、後期負担割合の見直しを行うとともに、保険料の増加抑制に財政安定化基金を活用できる仕組みを継続するなど、高齢者にとって過剰な負担増とならないように対策を講じること、という要望を行ったところであります。

最後に請願第6、7号でございます「健康保険証廃止を中止し、マイナンバーカード一体保険証の強制を中止することを求める意見書」、及び「2024年秋以降も従来通りの後期高齢者医療被保険者証の発行を継続することを求める意見書を国等に提出すること」につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、国に対し、「全ての被保険者が安心して医療機関等を受診できるように、責任を持って制度設計をすること、また、カード未取得者に混乱が生じないように配慮すること」などの要望を行ったところであり、今後国の動向を注視し、適切に対応してまいります。

請願項目に対する執行部の参考意見は以上でございます。

○議長（只松 秀喜） これより採決をいたします。まず、請願第5号「後期高齢者の医療費窓口負担2倍化に反対する国への意見書提出等を求める請願書」の採決をいたします。

お諮りします。請願第5号を採択することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございました。御着席ください。賛成少数です。

よって、請願第5号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号「75歳以上の医療費窓口自己負担2割化中止等を求める意見書提出についての請願書」の採決をいたします。

お諮りします。請願第6号を採択することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございました。御着席ください。賛成少数です。

よって、請願第6号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第7号「75歳以上の医療費窓口2割自己負担の凍結と従来どおりの後期高齢者医療被保険者証の発行継続を求める意見書採択についての請願書」の採決をいた

します。

お諮りします。請願第7号を採択することに賛成の議員は、起立願います。

(賛成議員の起立。)

ありがとうございました。御着席ください。賛成少数です。

よって、請願第7号は、不採択とすることに決定いたしました。

以上で、議事日程は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会において可決された各案件については、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについて、会議規則第39条の規定により、これを議長に委任願いたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって、本定例会において可決された案件の条項等の整理については、議長に委任することに決定いたしました。

■閉会（午後3時28分）

これをもちまして、令和5年第2回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長

只松 秀喜

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

西田 一

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

坪根 秀介